B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

### 新旧対照表

新(令和5年3月10日付け一部改正)

# 【本文】

- 1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について
- (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合
- ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、~ (略)。
- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(以下「ハイリスク施設」という。)への不要不急の訪問(※3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等)の徹底を求めることとする。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。
- (2) 事業所等((3), (4) 及び(5) の施設を除く)で感染者が発生 した場合
- ・保健所等による一律の~(略)。
- ・ 感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のと おり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶ 同一世帯内以外の~(略)。
  - ▶ 事業所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の 日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触や

旧(令和4年3月24日付け保ワ第1205号、令和4年12月15日付け一部改正)

## 【本文】

- 1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について
- (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合
- ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、~ (略)。
- ・上記いずれの場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(以下「ハイリスク施設」という。)への不要不急の訪問(※3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めることとする。(追記)

- (2) 事業所等((3), (4) 及び(5) の施設を除く)で感染者が発生 した場合
- ・ 保健所等による一律の~ (略)。
- ・ 感染者が発生した場合に、事業所等においては、状況に応じて以下のと おり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶ 同一世帯内以外の~(略)。
- ▶ 事業所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の 日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触や

ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イ ベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周 知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受 診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を 促すこと。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方 の見直し等について」(令和5年2月10日付国新型コロナウイルス 感染症対策本部決定) に基づき、マスクの着用については個人の判 断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策 として、引き続きマスクの着用を推奨することとする。

- ▶ 事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛 沫が飛ぶ会話を想定)の際に基本的な感染対策(例えば、手洗いな どの手指衛生や咳エチケット、換気等)を行わずに飲食を共にした 者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、 5日間の待機や自主的な検査など)を促すこと。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手 指衛生や咳エチケット、換気等)を求めることとする。
- |※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国 ||※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 | 立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の 接触

#### (3)(略)

- (4) 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認 定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とし た学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発 生した場合
- 保健所等による一律の~(略)。

ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イ ベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周 知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受 診、又は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を 促すこと。(追記)

- ▶ 事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛 沫が飛ぶ会話を想定)の際にマスクを着用していない、十分な換気 がされていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一 定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待 機や自主的な検査など)を促すこと。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める こととする。
- (国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~) の接触

#### (3)(略)

- (4)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認 定こども園、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童・生徒を対象とし た学習塾及びスポーツクラブ(以下「保育所等」という。)で感染者が発 生した場合
- 保健所等による一律の~(略)。

- 感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のと おり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶ 保育所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛 沫が飛ぶ会話を想定)の際に基本的な感染対策(例えば、手洗いな どの手指衛生や咳エチケット、換気等)を行わずに飲食を共にした 者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、 5日間の待機や自主的な検査など)を推奨すること。
  - ▶ 保育所等で感染者と接触(※)があった者は、~(略)。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手 指衛生や咳エチケット、換気等)を求めることとする。なお、(削除)、 他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないが、施設内 に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、 可能な範囲でマスク着用を求めることを妨げるものではない。
- |※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国 ||※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国 立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の 接触
  - (5) 小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合
- 保健所等による一律の~(略)。
- ・ 感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり 自主的な感染対策の徹底をお願いする。
  - ▶ 学校で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日か ら一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイ リスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベン トの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知する こと。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又 は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこ

- 感染者が発生した場合に、保育所等においては、状況に応じて以下のと おり自主的な感染対策の徹底をお願いする。
- ▶ 保育所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛 沫が飛ぶ会話を想定)の際にマスクを着用していない、十分な換気 がされていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一 定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待 機や自主的な検査など)を推奨すること。
- ▶ 保育所等で感染者と接触(※)があった者は、~(略)。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める こととする。なお、未就学児においては、他者との距離にかかわらず、 マスク着用を一律には求めないが、施設内に感染者が生じている場合な どにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求 めることを妨げるものではない。
- 立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の 接触
- (5) 小学校、中学校、高等学校で感染者が発生した場合
- 保健所等による一律の~(略)。
- ・ 感染者が発生した場合に、学校においては、状況に応じて以下のとおり 自主的な感染対策の徹底をお願いする。
- ▶ 学校で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日か ら一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイ リスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベン トの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、学校内に周知する こと。また、症状がある場合には、速やかに医療機関への受診、又 は軽症の場合においては、抗原定性検査キットによる検査を促すこ

と。なお、令和5年3月13日以降は、「マスク着用の考え方の見直 し等について」(令和5年2月10日付国新型コロナウイルス感染症 対策本部決定)に基づき、マスクの着用については個人の判断を基 本とすることとなるが、7日間が経過するまでは、感染対策として、 引き続きマスクの着用を推奨することとする。

- ▶ 学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が 飛ぶ会話を想定)の際に基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの 手指衛生や咳エチケット、換気等)を行わずに飲食を共にした者等 は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日 間の待機や自主的な検査など)を推奨すること。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、手洗いなどの手 指衛生や咳エチケット、換気等)を求めることとする。
- |※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国 |※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国 立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の 接触
  - (6)集団感染(クラスター)が発生した場合
- ・ 従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実 |・ 従来通り感染状況に応じて、保健所等の判断により積極的疫学調査を実 施し、濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。なお、濃厚接触者の特 定は、「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要 な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者」 が要件の一つとなっているが、マスクを着用していないことのみをもっ て一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接 触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。
- 感染者が発生した場合に、~(略)。
- クラスターと認定される前段階で、~ (略)。

と。	(追記
----	-----

- ▶ 学校で感染者と接触(※)があった者のうち、会話(大声や飛沫が 飛ぶ会話を想定)の際にマスクを着用していない、十分な換気がさ れていないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期 間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策(例えば、5日間の待機や 自主的な検査など)を推奨すること。
- ・ 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、 ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場 所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める こととする。
- 立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前~)の 接触
- (6) 集団感染 (クラスター) が発生した場合
- 施し、濃厚接触者の特定・行動制限を実施する。 (追記)

- ・ 感染者が発生した場合に、~ (略)。
- クラスターと認定される前段階で、~ (略)。

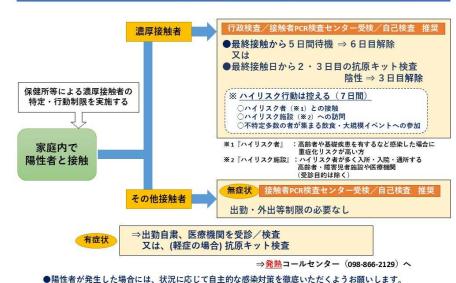
2 積極的疫学調査の実施について	2 積極的疫学調査の実施について
(1) ~ (3) (略)	$(1) \sim (3)$ (略)

### 新 (令和5年3月10日付け一部改正)

## 【説明資料】

オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限についての沖縄県の考え方 厚労省事務連絡 今後(2022.12.15以降)の対応 従前(2022.12.14以前)の対応 保健所 保健所 保健所 <u>5 日間</u>待機 or <u>2・3日目抗原キット</u> (自費検査) 5日間待機 5日間待機 (1) 同居家族 or 2・3日目抗原キット (自費検査) or 2 ・ 3 日目抗原キット (自費検査) 有症状→受診、(軽症)抗原キット 有症状→受診、(軽症)抗原キット 特定しない 特定しない 特定しない (2) 一般事業所 無症状→制限なし 無症状→制限なし 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自由 ※ハイリスク行動自粛 ※ハイリスク行動自薬 ※ 感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) 下記(3),(4),(5)除く ※感染対策なし飲食(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) ※感染対策なし飲食 →一定期間の外出自粛 有症状→出勤自粛 ⇒一定期間の外出自粛 有症状→出動自粛 専門学校、大学含む ⇒一定期間の外出自業 有症状→出勤自粛・受診 受診、(軽症)抗原キット 受診、(軽症)抗原キット 本部施設支援班+保健所 本部施設支援班+保健所 保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可 3) 医療機関、 高齢/障害児者 通所及び入所施設 or 2・3日目抗原キット 5日間待機 5日間待機 or 2 · 3 日目抗原キット or 2 · 3 日目抗原キット (入手方法は別後連絡) (職員) 毎日検査で出勤可 (職員) 毎日検査で出勤可 (ハイリスク施設) (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット 有症状→受診、(軽症)抗原キット 幼保、小学校、特支、学童 ※享音派、スポーツクラブ号:/21一般幸福所と同様 ◇ 特定しない 無症状→制限なし (4) 幼保、特支、 (自治体制制による) 保育PCR検査推奨 (特定した場合) ※ハイリスク行動自粛 学童、児童生徒向 無症状→制限なし 5日間待機 ※ 感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) け学習塾スポーツ or <u>2 · 3日目抗原キット</u> ※ 5日間待機または陰性判明まで待機推奨 → 一定期間の外出自粛 有症状→登園/出勤自粛、受診 クラブ等 ※ハイリスク行動自志 (入手方法は別途連絡) 有症状→登園/出勤自粛、受診 (軽症)抗原キット※家庭での使用 (職員) 毎日検査で出動可 (軽症)抗原キット※小学生以上(家庭内) 中学校、高校:特定しない ◇ 特定しない 無症状→制限なし 無症状→制限なし 無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※ハイリスク行動自粛 ※ハイリスク行動自粛 (5) 小中学校、高校 ※感染対策なし活動 ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) ※感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) →一定期間の外出自肃 有症状→登校/出動自粛、受診 ⇒一定期間の出席停止 ⇒-定期間の外出自粛 有症状→登校/出勤自粛、受診 有症状へ出動自粛・受診 (軽症)抗原キット※家庭での使用 (軽症)抗原キット※家庭での使用 上段:特定方法、下段:行動制限 ◇離島地域においては感染状況により保健所判断で実施

#### (1) 同居家族における対応



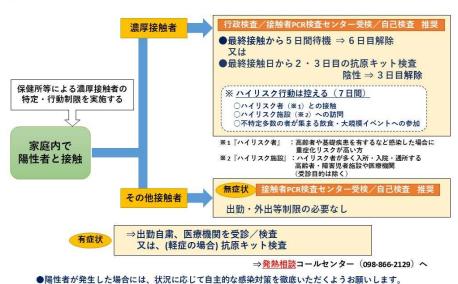
旧 (令和4年3月24日付け保ワ第1205号、令和4年12月15日付け一部改正)

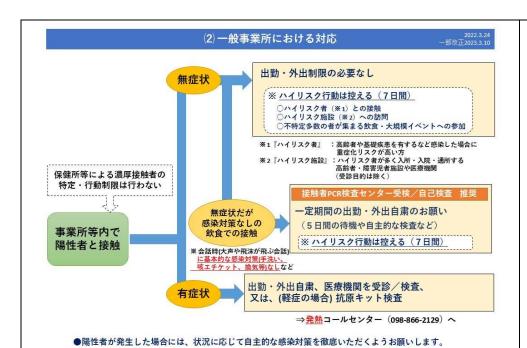
## 【説明資料】

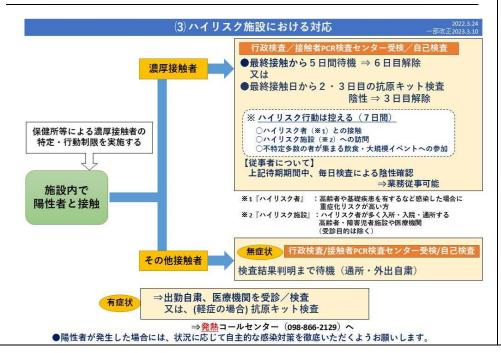
	厚労省事務連絡 (一部改正)	従前(2022.3.24-12.14)の対応	今後(2022.12.15以降)の対応
	保健所	保健所	保健所
(1) 同居家族	<u>5日間</u> 待機 or <u>2・3日目抗原キット</u> (自費検査)	5日間侍機 or 2 ・ 3日目抗原キット (自責検査) 有症状→受診、(軽症)抗原キット	5日間待機 or 2 ・ 3日目抗原キット (自費検査) 有症状→受診、(軽症)抗原キット
	特定しない	特定しない	特定しない
2) 一般事業所 下記(3),(4),(5)除く 専門学校、大学含む	無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食 →一定期間の外出自粛 有症状→出動自粛・受診	無症状→制限なり ※ハイリスク行動自由 ※原染対策なし軟金(大声や飛沫が飛ぶ会話を想定) →一定期間の外出自由 有症状→出動自動 受診、(軽症)抗原キット	無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし飲食大声や飛沫が飛ぶ会話を ※原発対策なし飲食大声や飛沫が飛ぶ会話を → 一定期間の外出自粛 有症状→出勤自 受診 (軽症)抗原キット
(3) 医療機関、 高齢/障害児者 通所及び入所施設 (ハイリスク施設)	保健所	本部施設支援班+保健所 ※適所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし可	本部施設支援班+保健所 ※通所施設等で一斉検査を行う場合は特定なし
	5日間待機 or2・3日目抗原キット (入手方法は別途運過) (職員)毎日検査で出勤可	5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員)毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット	5日間待機 or 2・3日目抗原キット (職員) 毎日検査で出勤可 有症状→受診、(軽症)抗原キット
(4) 幼保、特支、 学童、児童生徒向 け学習塾スポーツ クラブ等	幼保、小学校、特支、学童 ※学習34、スポーツクラブ等:(2)一般学業所と関係	特定しない	特定しない
	(特定した場合) 5日間特機 ので2・3日目抗原キット (入手方法は別途連絡) (観角)毎日検査で出動可	保育PCR独直推選 毎底状-制限なし 後5日間待機または強性利用まで待機推選 探バイリスク行動自粛 有底状-分室園(出動自粛、受診 (軽配)が原キット※小学生以上家庭内	無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※忌族対策を上活動大声や飛沫が飛ぶ活動を想 ※忌族対策を上活動大声や飛沫が飛ぶ活動を想 有症状→登園川掛自粛 (軽症)抗原キット※家庭での使用
(5) 小中学校、高校	中学校、高校:特定しない	特定しない	特定しない
	無症状→制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※感染対策なし活動 →一定期間の出席停止 (スペル寺音楽派) 有症状→出動自粛・受診	無症状 → 制限なし ※ハイリスク行動自粛 ※ 感染対策なし活動(大声や飛沫が飛ぶ活動を想定) → 一定期間の外出自粛 有症状 → 登校/出動自粛、受致 経歴行抗原キット※家庭での使用	無症状→制限なし ※ハイリスク行動自業 ※ 感染対策なし活動大声や飛沫が飛ぶ活動を →一定期間の外出自粛 有症状→登校/出動自粛、受診 修症症抗原キット※家庭での使用

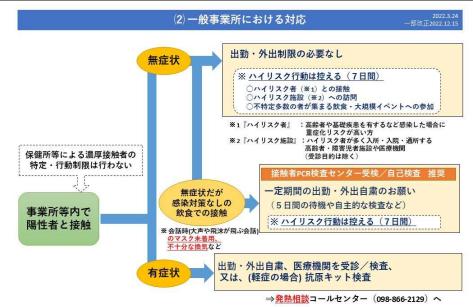


2022.3. -=≅=h:T-2022.3.

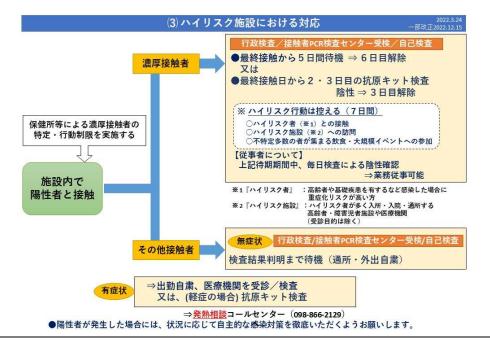




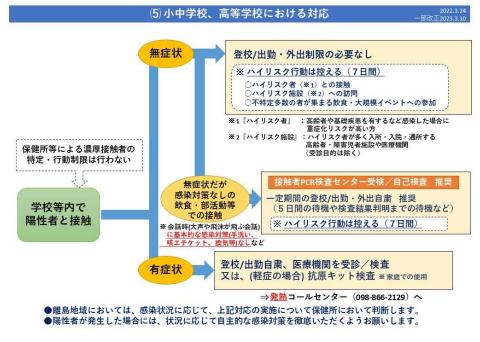




●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。



#### (4)幼保、特支、学童、児童生徒向け学習塾/スポーツクラブ 等における対応 無症状 登園/登校/出勤・外出制限の必要なし ※ ハイリスク行動は控える(7日間) ○ハイリスク者 (※1) との接触 ○ハイリスク施設(※2)への訪問 ○不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加 ※1『ハイリスク者』 : 高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に 重症化リスクが高い方 ※2『ハイリスク施設』 :ハイリスク者が多く入所・入院・通所する 高齢者・障害児者施設や医療機関 保健所等による濃厚接触者の (受診目的は除く) 特定・行動制限は行わない 接触者PCR検査センター受検/自己検査 推奨 無症状だが 感染対策なしの 一定期間の登園/登校/出勤・外出自粛 推奨 保育所等内で 飲食等での接触 (5日間の待機や検査結果判明までの待機など) 陽性者と接触 ※会話時(大声や飛沫が飛ぶ会話) ※ ハイリスク行動は控える (7日間 に基本的な感染対策(手洗い 咳エチケット、換気等)なしなど 登園/登校/出勤自粛、医療機関を受診/検査 有症状 又は、(軽症の場合) 抗原キット検査 ※家庭での使用 ⇒発熱コールセンター (098-866-2129) へ ●離島地域においては、感染状況に応じて、上記対応の実施について保健所において判断します。 ●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。 (5) 小中学校、高等学校における対応

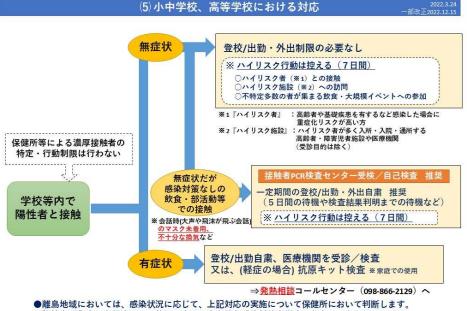


#### 無症状 登園/登校/出勤・外出制限の必要なし ※ ハイリスク行動は控える (7日間) ○ハイリスク者 (※1) との接触 ○ハイリスク施設 (※2) への訪問 ○不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加 ※1『ハイリスク者』 : 高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に 重症化リスクが高い方 ※2『ハイリスク施設』:ハイリスク者が多く入所・入院・通所する 高齢者・障害児者施設や医療機関 保健所等による濃厚接触者の (受診目的は除く) 特定・行動制限は行わない 接触者PCR検査センター受検/自己検査 推奨 無症状だが 感染対策なしの 一定期間の登園/登校/出勤・外出自粛 推奨 保育所等内で 飲食等での接触 (5日間の待機や検査結果判明までの待機など) 陽性者と接触 ※ ハイリスク行動は控える(7日間) ※ 会話時(大声や飛沫が飛ぶ会話) のマスク未着用、 不十分な換気など 登園/登校/出勤自粛、医療機関を受診/検査 有症状 又は、(軽症の場合) 抗原キット検査 ※家庭での使用

(4)幼保、特支、学童、児童生徒向け学習塾/スポーツクラブ等における対応

●離島地域においては、感染状況に応じて、上記対応の実施について保健所において判断します。 ●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。

⇒発熱相談コールセンター (098-866-2129)



●陽性者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。